

財団法人都市農山漁村交流活性化機構役員報酬規程

(総則)

第 1 条 財団法人都市農山漁村交流活性化機構の常勤の理事の報酬の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬額)

第 2 条 常勤理事の報酬の額は、理事会の議決を経て定める。

2 前項の額は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの総額とする。

(報酬の支給)

第 3 条 常勤理事の報酬の支給の方法及び支給額については、前条第 1 項の額の範囲内で、理事長が定める。

(新たに常勤理事となった者等の報酬)

第 4 条 第 2 条第 2 項の期間の途中において、新たに常勤理事となったとき、又は常勤理事を退任若しくは寄附行為第 19 条の規定に基づき解任されたときは、原則として、日割計算を基準として、理事長が定める。

(その他の施行細則)

第 5 条 この規程に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 28 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。